

令和7年度ふくしま医師移住定住促進事業委託仕様書

1 事業(委託業務)名

令和7年度ふくしま医師移住定住促進事業

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

3 契約金額の上限

15,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 事業の背景及び目的

県外からの医師移住・定住促進のため、全国の医師へ県内での就業の魅力等をアプローチすることで、県が運営している「ドクターバンクふくしま」のマッチング向上を図り、医師確保を目指す。

(ドクターバンクふくしまについて)

福島県内での勤務を希望する医師と福島県内の医療機関をつなぐため、福島県が実施する事業(平成20年4月より開始)。雇用契約の成立に向けて、求人・求職情報の紹介、斡旋、相談等を無料で行うもの。

ホームページ：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045d/doctorbank.html>

医師求人情報数：累計287件(令和7年4月10日時点) ※常勤・非常勤合算

5 業務内容

県が運営しているドクターバンクふくしまを通じた医師の成約数向上(目標成約数：**10名以上**)のため、以下の業務を行う。

(1) ドクターバンクふくしまサテライトオフィスの開設

移住に向けた就業等に関する相談対応を行うため、首都圏等にドクターバンクふくしまサテライトオフィスを開設し、相談員(医師コンシェルジュ)を配置すること。

相談対応を行うにあたっては相談窓口を設け、専用のメールアドレスや電話番号など、連絡が可能な体制を整えること。

また、県に対して進捗状況を週に1度は報告するとともに、月に1度以上は打ち合わせを実施すること。

なお、相談員は医療関連の業務に関わった経験者である必要があるが、必ずしも専任である必要はない。

(2) 医療機関への支援

医師確保に向けた採用代行・コンサルティングを希望する医療機関等に対して、募集要件に関する助言や情報発信方法などに関する支援を行うこと。

なお、支援先は県と協議の上決定することとする。

(3) 移住希望者への支援

ア 個別面談

移住を検討している希望者に対して個別面談の場を設定（対面又はオンライン）し、具体的な勤務条件や勤務希望地、その他こだわりの条件などをヒアリングすること。

なお、ヒアリング結果は Word など文書作成ツールでまとめ県に速やかに報告すること。

イ 病院見学

移住を検討している希望者へは現地の病院及び住居等の視察を個別に実施すること。なお、病院見学を行う際の旅費等は本事業費より捻出すること。

ウ 展示会等の参加

首都圏を中心とした学会や展示会に参加し、ドクターバンクふくしまのPRを中心に移住相談を行うこと。

(4) 医療時事雑誌及びメルマガ等を活用した情報発信

ア メディアを活用した情報発信

多くの医師に購読されている医療時事雑誌の活用、又はWEBコンテンツや特設バナーの作成・設置等を通じ、移住希望者の発掘等を行うこと。

イ メルマガ等での情報発信

福島県への就業に可能性がある医師のメールリストを作成し、計4回以上は就業につながるコンテンツ等の発信に努めること。なお、既に医師のメールリストを所有している場合は既存のものを利用することは可能とする。

(5) 医師定住ガイドブックの活用

県が制作したふくしま医師定住ガイドブック（Web版・紙媒体）を医療機関・個人等に周知及び配布するなど、効果的に活用すること。

Web版URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045d/ishi-guidebook-up.html>

紙媒体所持部数：約700部

(6) 他部局との連携

移住希望者に対し住まいや補助金等、暮らしに関するサポートの相談に関しては、福島県が運営する以下の相談窓口との連携を図ること。

ア ふくしまぐらし相談センター

イ 福島県移住コーディネーター

ウ 福島県移住推進員

エ 福島県県外事務所（北海道事務所・東京事務所・名古屋事務所・大阪事務所）

オ ふくしま12市町村移住支援センター

【参考URL】<https://www.fukushima-iju.jp/consultation>

6 成果品の提出

(1) 提出物

- ・業務完了報告書
- ・業務実績報告書

- (2) 提出場所
福島県保健福祉部医療人材対策室
- (3) 提出期限
令和8年3月31日(火)

7 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 実施工程表
- (3) 完了届
- (4) その他、県が必要と認める書類

8 業務上の留意点

- (1) 著作権
成果品一式の著作権及び所有権は、すべて県に帰属するものとする。成果品（展示会等で撮影した画像等）は、委託者の判断でウェブサイト等における二次使用を行うことが可能となるよう、適切に権利処理を行うこと。
- (2) 第三者の権利侵害
本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因がもっぱら県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任・負担において一切を処理するものとする。
- (3) 情報の保護（守秘義務）
本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (4) 再委託の制限
受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (5) 疑義に関する協議等
本仕様書において明示なき事項は、関係諸法令及び福島県財務規則によるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度、県を協議するものとする。
その他、本仕様書に記載のない細部については、県担当者との協議の上、その指示に従うものとする。